

## 埼玉南部地区(旧埼玉県A地区)における運賃改定実施による労働条件の改善状況

埼玉南部地区(旧埼玉県A地区)においては、令和5年11月20日からタクシー運賃の改定を実施(改定率10.21%)しましたが、これによるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

### 1. 運賃を改定した事業者数

139社

### 2. 一般運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況

○賃金支給率が上昇した事業者数： 134社

110%以上	109%以上	108%以上	107%以上	106%以上	105%以上	104%以上	103%以上	102%以上	101%以上	100%以上
	110%未満	109%未満	108%未満	107%未満	106%未満	105%未満	104%未満	103%未満	102%未満	101%未満
66社	12社	13社	7社	6社	7社	9社	3社	3社	3社	5社

○賃金支給率が低下した事業者数： 5社

99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満	95%以上 96%未満	94%以上 95%未満	93%以上 94%未満	92%以上 93%未満	92%未満
—	—	1社	1社	—	—	1社	—	2社

(注)一般運転者とは定時制乗務員を除く運転者をいう。

(注)賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出

$$\left[ \frac{\text{一般運転者に係る 令和5年12月～令和6年5月の賃金支給総額}}{\text{同時期の総労働時間数}} \right] \div \left[ \frac{\text{一般運転者に係る 令和4年12月～令和5年5月の賃金支給総額}}{\text{同時期の総労働時間数}} \right] \times 100$$

### 3. 労働条件改善状況

#### (1) 運賃改定後に実施した労働環境の改善

- ・電子決済機器の導入 3社
- ・アプリの導入 29社
- ・配車システムの導入・改修 4社
- ・防犯仕切板の設置 5社
- ・新車への代替 1社
- ・社内施設の新設・改修等 17社
- ・車両設備の充実 5社
- ・健康診断等の拡充 2社

#### (2) 手当類の創設・拡充

- ・手当類の創設 7社
- ・手当類の拡充 1社

(3)その他

- ・労働時間の短縮 19社
- ・歩合率・時給の引き上げ 3社
- ・労働者負担の廃止・軽減 6社

以 上